

No.	該当箇所					タイトル	質問等	回答案	
	頁								
1	2	I	第2	1		SPCが果たすべき役割	「維持管理業務開始後、SPCは出向方式等により職員を受け入れ、病院内に常駐し病院機構との効率的な業務運営を行う」とありますが、出向方式を取らなくても、病院機構様と円滑なコミュニケーションと効率的な業務運営を実施できる連絡体制を提案することで、「出向方式等による職員を受け入れ」の指定を、取りやめることは可能でしょうか。	開院後3年間は病院機構の窓口となるSPCの職員を専任で病院内に配置してください。 開院4年目以降につきましては、維持管理・医療関連サービス業務の運営状況を踏まえ、出向の方式による職員を受け入れについて協議させていただきます。	
2	8	I	第2	5	(7)	修繕の定義	「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、その規模にかかわらず、原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう」と二つの選択肢がありますが、必ずしも原状までに回復しなくてもよいという解釈でよろしいでしょうか。	「原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで」で「又は」としておりますので、お示しのとおり解釈していただいて支障ありません。	
3	25	II	第3	2	(7)	施錠管理システムについて	病棟の主要な出入口・保護室の出入口及び非常口は電子錠とし、自動施錠装置付錠前を設置するとありますが、保護室については特に症状の激しい患者様の保護、隔離及び観察に使用する部屋に必要なシステムと考え、「保護室B」のみに採用させていただくことでよろしいでしょうか。	出入口の施錠については、保護室A、Bに、機能的な違いはありません。要求水準書どおり、どちらの保護室も自動施錠装置付き電子錠としてください。	
4	36	II	第3	6	(6)	7	雨水流出抑制施設の変更について	既設の排水処理施設を改造し雨水流出抑制施設とする場合、Aゾーン東側の雨水を一旦西側の施設へ集水後、敷地南東部専用管に接続放流することになり、排水方向に合理性が無いこと並びに抑制施設の放流側排水位置が非常に深い為、施工及び管路の維持管理に困難があるように思われます。又、躯体の痛みが著しいと想定される処理施設を改造により継続使用することは長期的使用が困難となることも考えられます。拠って、排水方向及び維持管理上、合理的と判断すれば新棟の基礎躯体利用又は別途新設構造躯体として設置することも視野に入れてもよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。ただし、必要な費用は対価に含めてください。なお、修正は[別紙1]を参照してください。
5	44	II	第4	2	(2)	7	中央観察部門、医療機器について	X線及びCT機器類が設置される予定ですが、機器の電源電圧、容量等がお分りでしたらお示し下さい。	X線は 三相200～480V、75kV程度のものを購入予定です。CTは現在の機器を移設予定で 三相200V、75kVです。
6	60	III	第1	5			費用負担	光熱水費の予定費用をお示ください。	光熱水費として、1食あたり15円を負担いただきます。様式集及び記載要領の修正は[別紙1]を参照してください。
8	62	III	第2	1	(3)		事業期間1年前の第三者による劣化診断及び調査結果。 P64、建築設備保守・点検、修繕・更新業務、P65外構保守・点検、修繕・更新業務に共通	第三者機関の調査にあたり、保守・点検の実施状況及び経緯等資料説明のため、SPCの立会いが必要と考えます。また、調査及び調査結果について、①病院機構側、②第三者機関、③SPCの三者による協議をお願い申し上げます。	調査結果を踏まえ、SPCと協議の上、修繕・更新の範囲について決定することとします。SPCは、当該決定により、事業期間内に修繕・更新が発生すると診断された項目について、事業期間内に修繕・更新を実施してください。修正は[別紙1]を参照してください。

No.	該当箇所					タイトル	質問等	回答案
	頁			項				
9	62	Ⅲ	第2	1	(3)	事業期間内の修繕・更新の実施 P64、建築設備保守・点検、修繕・更新業務、P65外構保守・点検、修繕・更新業務に共通	事業期間内の修繕・更新業務については、入札書類の維持管理業務計画に係る提案書の様式にて、事業期間中に確実に修繕更新業務が発生する項目に限定し費用を算定計上させていただき、それ以外の修繕・更新業務は、業務対象外とし別途精算協議させていただくことを提案することは可能ですか。	事業期間内の修繕・更新業務については、入札書類の維持管理業務計画に係る提案書の様式に、事業期間中に修繕更新業務が発生する項目の費用(想定される単価、内容、数量を記載)を算定のうえ計上してください。当該提案を基に提案金額の範囲内で毎年度に実施する修繕・更新業務内容を協議して決定することとします。病院機構が事業期間中に一部更新業務が発生すると想定している必要最小限の項目は[別紙2]に示しますので、事業者の想定する保守・管理、修繕・更新計画に従って、必要と見込まれる更新項目とあわせて提案してください。なお、提案された修繕・更新項目以外の修繕・更新業務については、明らかにSPCの過失により発生した場合、および、不可抗力による場合を除いて、病院機構の負担とします。
10	63	Ⅲ	第2	2	(3)	AV機器の更新 【別添資料7】 AV設備 機器リスト	AV機器の更新は、病院様の使用方法により、更新時期及び更新回数が大きく変化いたします。また、技術革新が顕著であり、更新時期におけるコストの算出が困難ですので、他の備品と同様に、事業者の業務から除外すべきものと考えますがいかがでしょうか。	業務要求水準書を変更します。修正は[別紙1]を参照してください。
13	70	Ⅲ	第2	6	(2)	対象(植栽管理業務に係る「建設用地」内の管理対象の範囲)	7/16の対話の回答において植栽管理業務に関し、法面の樹木等について、管理が不十分で隣地に影響するような事態が発生することがないような管理を行うとありますが、過去の貴病院の植栽管理業務のご経験上、隣地に影響する箇所、範囲をご教示いただけないでしょうか。また同様に過去に近隣から具体的な要望があった場所などあれば、併せて箇所と内容をご教示いただきたくお願い申し上げます。植栽管理にあたり、近隣に十分配慮し、場所、内容等で重点的、計画的に取り組む必要があります。事業者の業務として常駐する維持管理担当者が点検を行い、近隣対応上必要がある箇所を発見した場合、病院機構様へ報告し対応策等協議させていただきますが、対策に係る費用につきまして病院機構様にてご負担いただきたくお願いいたします。また、今回資料3様式及び記載要領の正誤表で示されました「その他の既存樹木等」とは法面の樹木等との理解でよろしいでしょうか。	過去5年間に近隣から要望が寄せられた箇所、範囲は[別紙3]に示す5箇所です。実施している管理業務内容は、草刈り、側溝の掃除(落ち葉等の除去)です。これらについてはSPCの業務としますが、SPCの管理に起因しない大規模な伐採措置が生じるような場合は、協議のうえ、別途病院機構の負担とします。なお、その他の既存樹木等の管理に関して、法面については、大阪府の高齢者日雇労働者就労自立支援事業として、年1～2回、約20名程度、約10日間で除草、樹木伐採等を実施しておりますので、植栽管理業務の対象から除外します。また、「その他の既存樹木等」には、法面の樹木等以外の樹木を含みます。修正は[別紙1]を参照してください。
14	71	Ⅲ	第3	1	(1) ①	食数集計について	「食数集計、配膳表の作成」の食数には、検食、予備食などを含むと理解して宜しいでしょうか。	検食及び予備食は集計する食数には含まれません。
15	71	Ⅲ	第3	1	(1) ①	食札管理について	「食札管理」とは、機構側が管理するコンピュータシステムから食札を印刷し、変更の都度、食札も変更することと理解して宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
16	71	Ⅲ	第3	1	(1) ①	献立表の作成	「献立表の作成」はSPC側業務ですので、作成すべき献立の目安とするため、現在の献立表作成基準をご開示ください。	[別紙4]院内約束食事箋規約を参照してください。
17	71	Ⅲ	第3	1	(1) ①	献立表の作成	提案する食材費と人件費相応の業務を遂行するため、民間の献立は調理済み食品や冷凍食品、冷凍野菜を組み合わせで作成します。また、安全確認のためトレーサビリティ可能な食材(輸入品含む)を使用します。機構様が、要求水準を満たさないと判断し使用を認めない食材がございましたらお示しください。	新鮮で安全な食材を使用している限り、具体的には提案に委ねます。ただし、病院機構が実施する嗜好調査、喫食調査結果の分析及び評価をもとに、献立や調理内容の改善を求めることはあります。

資料1 業務要求水準書に対する質問回答

No.	該当箇所						タイトル	質問等	回答案
	頁		第		()	①			
18	71	Ⅲ	第3	1	(1)	①	献立表の作成～食札管理	「食事オーダーの入力は機構様の業務であり、SPCの業務は機構様の栄養管理システムを使用して、献立の作成、仕込票、調理票、食札等を印刷することと理解して宜しいでしょうか。」	基本的な業務は、お示しのとおりです。
19	71	Ⅲ	第3	1	(1)	①	食事指示の受付など	「食事指示の受付」「食数集計、配膳表の作成」とは、機構側が管理するコンピュータシステムから仕込票、調理票、主食リスト、コメントリスト、食札、配膳表を印刷することと理解して宜しいでしょうか。」	基本的な業務は、お示しのとおりです。
20	71	Ⅲ	第3	1	(1)	②	事業者の業務について	「調理」「盛付」「配膳・下膳」「食器洗浄・消毒・保管」はすべてSPC側業務なので、当該業務を行っている現職員はすべて配置転換されすべて事業者が業務を担うとの理解で宜しいでしょうか。」	お示しのとおりです。
21	71	Ⅲ	第3	1	(1)	②	調理～食器洗浄・消毒・保管	「調理」「盛付」「配膳・下膳」「食器洗浄・消毒・保管」はすべてSPC側業務なので、当該業務を行っている現職員はすべて配置転換され、運営開始後は当該業務に就くことは無いと理解して宜しいでしょうか。」	
22	71	Ⅲ	第3	1	(1)	②	「給茶」による必要な備品について	「給茶」に必要な湯のみや沸かし置きするポット・やかんは食器同様に事業者が調達するとのことでしょうか。給茶に対する考え方は対話にて明らかとなったため病院機構にて調達いただけないでしょうか。また新病院では個室や保護室はペットボトルに入れおきすることではなく茶碗により対応するとの理解で宜しいでしょうか。」	やかん等及び湯飲み茶碗はSPCに調達していただきます。なお、ペットボトルの準備、入れ置きは病院機構が実施します。修正は[別紙1]を参照してください。
23	71	Ⅲ	第3	1	(1)	③	食材費について	直近3年の機構における食材費をお示しいただけないでしょうか。」	栄養管理室で集計した1人一日当たりの給食材料費は H18年度 本院658円 松心園696円 H19年度 同657円 同693円 H20年度 同674円 同701円 なお、すべての食材について原則数社からの見積合わせを実施しています。
24	71	Ⅲ	第3	1	(1)	③	給食材料の調達	機構様の要求する食事レベルを推測するため、直近3か年の食材費をお示し下さい。」	
25	71	Ⅲ	第3	1	(1)	③	食材の調達	「給食材料の調達(契約から検収まで)」はSPC側業務ですので、機構側から契約先や食材の指定は無いと理解して宜しいでしょうか。」	お示しのとおりです。ただし、病院機構が実施する嗜好調査、喫食調査結果の分析及び評価をもとに、献立や調理内容の改善を求めることはあります。
26	71	Ⅲ	第3	1	(1)	③	給食材料の調達	「給食材料の調達(契約から検収まで)」はSPC側業務ですので、機構様から契約先や食材の指定は無いと理解して宜しいでしょうか。」	
27	72	Ⅲ	第3	1	(1)	③	給食材料の出納事務	「給食材料の出納事務」は、通常コンピュータシステムにその機能が搭載されていますので、SPC側は機構側が管理するシステムを操作して業務することとなるのでしょうか。」	お示しのとおりです。
28	72	Ⅲ	第3	1	(1)	③④	給食材料の調達 消耗品の調達、 食器の調達	病棟の食堂・デイルーム、パントリーの机、椅子、棚、醤油、ソース、カスターセット等の調達、補充は機構様の担当でしょうか。」	お示しのとおりです。
29	72	Ⅲ	第3	1	(1)	④	配下膳車について	「配下膳車」とは、配膳車と下膳車をお考えでしょうか。」	お示しのとおりです。
30	72	Ⅲ	第3	1	(1)	⑨	コンピュータシステムについて	「コンピュータシステム」とは、電子カルテ及び栄養管理システムのことと理解して宜しいでしょうか。これらのコンピュータの管理も含め病院機構にて行うとの理解で宜しいでしょうか。」	お示しのとおりです。

No.	該当箇所					タイトル	質問等	回答案
	頁							
31	72	Ⅲ	第3	1	(1) ⑨	コンピュータシステムの確保、保守、管理	「コンピュータシステムの確保、保守、管理」は機構様の業務であるため、補給すべきトナーや用紙も機構様が調達すると理解して宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
32	72	Ⅲ	第3	1	(1) ⑩	厨房内の定期清掃について	厨房内で清掃業者が行う定期清掃に関する記載がありませんが、例えば床面定期清掃、グリストラップバキューム、ダクト定期清掃は、機構側が清掃業者に発注されると理解して宜しいでしょうか。	お示しの業務はSPCの業務となります。
33	72	Ⅲ	第3	1	(1) ⑩	厨房の清掃	厨房内で清掃業者が行う定期清掃に関する記載がありませんが、例えば床面定期清掃、グリストラップバキューム、ダクト定期清掃は、機構様が清掃業者に発注されると理解して宜しいでしょうか。	
34	73	Ⅲ	第3	1	(1) ※2	厨房機器はSPCが調達し、維持管理する。	配下膳車を厨房機器に含めて提案することは可能でしょうか。	様式集及び記載要領に対する質問No.2を参照してください。
35	73	Ⅲ	第3	1	(2)	当直医、職員の食事提供業務	当直医や職員の食事は、食事提供業務には含まないと理解して宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
36	73	Ⅲ	第3	1	(3) ア	入院患者	選択食に関する、患者へのオーダーヒアリングや、当日のオーダー変更禁止の説明は、機構様に対応して頂くことを希望します。	お示しの事項は病院機構で対応します。
37	73	Ⅲ	第3	1	(3) ア	入院患者	76頁の資料では、おやつ提供は「松心園」のみですので、おやつを提供する「児童病棟」とは移設された「松心園」として理解して宜しいのでしょうか。	お示しのとおりです。
38	73	Ⅲ	第3	1	(3) ウ	特別外来療育患児	特別外来療育患児へのおやつ提供に関する、実施日、提供時間、提供場所、内容の具体例についてご開示ください。	特別外来療育患児に提供するためのおやつを原則として毎月一回程度購入します。種類・数量は養育担当の保育士等の指示に基づき購入し、購入したおやつは養育担当の保育士等が行います。1食40円とします。様式集及び記載要領の修正は[別紙1]を参照してください。
39	74	Ⅲ	第3	1	(3)	外来特別療育患児のおやつ提供について	「外来特別療育患児」へのおやつ提供に関する、実施日、提供時間、提供場所、内容の具体例についてご開示ください。	
40	73	Ⅲ	第3	1	(3)	食事の内容	過去の1週間分の治療食の献立及び選択食の献立をご開示ください。	[別紙5]治療食及び選択食の献立表を参照してください。
41	74	Ⅲ	第3	1	(7)	食材の調達について	食材に関して、使用するものについては事業者の提案によることですので、人件費の効率化、予算の有効利用、事業の継続性を考慮した材料を選定するに当たり、『安心・安全』を前提に冷凍食材、加工食材を使用することを提案してよろしいでしょうか。	No.17を参照してください。
42	74	Ⅲ	第3	1	(7)	栄養士の雇用について	栄養士の配置について、常勤の契約社員、または、常勤の時給社員での対応を提案してよろしいでしょうか。	給食業務に責任のある判断ができる人材であれば正社員である必要はありません。なお、医療法施行規則第9条の10に規定する基準を充足する必要がある点にご留意下さい。修正は[別紙1]を参照してください。
44	74	Ⅲ	第3	1	(7)	要求事項	給食企業は、大量調理施設衛生管理マニュアル及びHACCPに基づく独自の衛生管理マニュアルを有していますので、衛生管理は給食企業の手法を遂行して良いと理解して宜しいでしょうか。	基本的にはお示しのとおりですが、内容を確認の上協議させていただきます。
45	74	Ⅲ	第3	1	(10) ア	入院患者及びデイケア利用者	表の第一行に「●●年度(人)」と記載されていますが、(人)は食事をした延べ人数と理解して宜しいのでしょうか。	お示しのとおりです。

No.	該当箇所						タイトル	質問等	回答案	
	頁									
46	74	Ⅲ	第3	1	(10)	ウ	提供する弁当について	「給食の出ない学校への通学者」に用意する弁当の数とは、平成18年度実績で2月の2食、平成19年度の4,11,12,2月の8食のみであり、毎日用意するものではないと理解して宜しいでしょうか。また、弁当箱や水筒はどのようなものを誰が用意するのでしょうか。	前段についてはお示しのとおりです。後段について、弁当箱や水筒は病院機構が用意します。 「給食の出ない学校への通学者」に用意する弁当とは、主に思春期病棟の高校生が高校へ通学する際に弁当を用意することで、現在は0人が該当します。患者(高校生)の中には、パンなどを自分で購入したり、学校の食堂で昼食をとる人もいます。	
47	74	Ⅲ	第3	1	(10)	ウ	(イ)	弁当	「給食の出ない学校への通学者」に用意する弁当の数とは、平成18年度実績で2月の2食、平成19年度の4,11,12,2月の8食のみであり、毎日用意するものではないと理解して宜しいでしょうか。	
48	74	Ⅲ	第3	1	(4)	イ	c	夕食	児童思春期病棟の夕食に関する「通学の都合で食事が遅れた場合には19時00分まで対応すること」には、温冷配膳車を配膳後も病棟で通電させて食事を保温保冷することも含まれるのでしょうか。	衛生的で食味も落ちずかつ経済的な方法であればお示しの方法も含まれます。
49	80	Ⅲ	第3	3	(1)	①		回収リネン類の管理、数量チェックについて	回収リネン類の管理、数量チェックの方法については1枚ずつのカウントではなく、重さ換算や、洗濯工場へ持ち帰ってからのカウントなど事業者からのご提案ということでもよろしいでしょうか。不潔なシーツ類などを院内にて広げて数えるということは、衛生面や院内感染問題への危険があるためです。	使用済みリネンの回収枚数のチェックは洗濯工場に持ち帰ってからの枚数確認でもよいこととします。修正は[別紙1]を参照してください。
52	81	Ⅲ	第3	3	(3)			カーテン・ブラインドのリースについて	カーテン・ブラインドのメンテナンス(洗濯)周期を一般的な回数(下記)に変更していただくようお願い申し上げます。(カーテン2回/年→1回/年、ブラインド1回/年→1回/2年) カーテン、ブラインドのメンテナンス(洗濯)は上記の周期が一般的であると考えております。	業務要求水準書を修正します。[別紙1]を参照してください。
54	100	Ⅲ	第4	2	(4)			コインランドリーについて	コインランドリー運営業務について独立採算業務であることから、参考資料における利用見込みを大きく下回り、採算の取れない状況となった場合は、施設使用料の見直し、もしくは、ランドリー機器類の未償却部分を病院機構側にて買い取っていただくことは可能ですか。	コインランドリー運営業務につき業務要求水準を満たすことが困難となった場合には、コインランドリーの継続を前提として業務内容の見直しについては協議します。
55	39	附属資料VI	2	3	(8)	①		食事提供業務	選択メニュー入力締切時間が2日前12時では、食材発注に間に合わず大幅な食材ロスを食材費に上乗せしなければなりません。締切時間は事業者の提案とさせていただきますか。	予備食や食材ロスを最小化する観点で合理的な締切時間を提案することは可能です。修正は[別紙1]を参照してください。
56	39							選択食のオーダー締め切りについて	選択食のオーダーは2日前との記載がありますが食材のロスを最小限にするためにもオーダーの締め切りは5日前としていただけないでしょうか。	